

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋富沢町5番4号

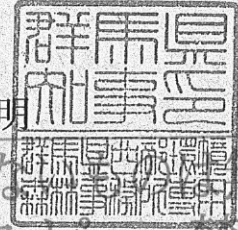
氏 名 シグマテック株式会社
代表取締役 深江伯史

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 12月 19日

許可の有効期限 平成 37年 12月 18日

赤印なし 再コピー禁止

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）廃石綿等、⑤特）燃え殻、⑥特）汚泥、⑦特）廃油、⑧特）廃酸、⑨特）廃アルカリ、⑩特）鉱さい、⑪特）ばいじん（以上11種類）

※⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 25年 12月 19日 新規許可

平成 30年 12月 19日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 1,3 号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		◎		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	○	◎		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		-		-	-			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		-	○	-	-			
テトラクロロエチレン		-	○	-	-			
ジクロロメタン		-	○	-	-			
四塩化炭素		-	○	-	-			
1,2-ジクロロエタン		-	○	-	-			
1,1-ジクロロエチレン		-	○	-	-			
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	○	-	-			
1,1,1-トリクロロエタン		-	○	-	-			
1,1,2-トリクロロエタン		-	○	-	-			
1,3-ジクロロプロペン		-	○	-	-			
チウラム		-		-	-			
シマジン		-		-	-			
チオベンカルブ		-		-	-			
ベンゼン		-	○	-	-			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジチオチン		-	-	-	-		-	
ダイキシン類	○	○		-	-		○	-

